



株式会社ブレイン
コンサルティングオフィス
社会保険労務士 北條 孝枝

今年も労働保険料の申告書の作成に変更あり 注意ポイントを解説します

はじめに

毎年、6月1日から7月10日までに納付する労働保険料ですが、今年は、雇用保険料率が令和4年は4月と9月の2回、さらに令和5年4月に雇用保険料率が引き上げられたため、保険料の計算方法には特に注意が必要です。端数の計算方法を含め、間違いのないようにポイントを確認しておきましょう。

1. 雇用保険料率が、昨年の4月から3段階で改定！

令和4年の雇用保険料は、年度の途中で保険料率が引き上げられるという異例の法改正により、保険料の違う半期ごとに支払われた賃金額にそれぞれの保険料率を掛けて計算しなければなりません。

また、令和5年度は、コロナ禍で雇用調整助成金や失業に関する給付により、財源に余裕がなくなったこともあり、さらに雇用保険料率を引き上げることとなりました。

つまり、雇用保険料については、令和4年分は、半期ごとの改定に対応して計算し、令和5年分については、更に引き上げられた保険料率に1年分の賃金の見込額をかけて申告書を作成しなければなりません。(保険料率は図1を参照)

図1

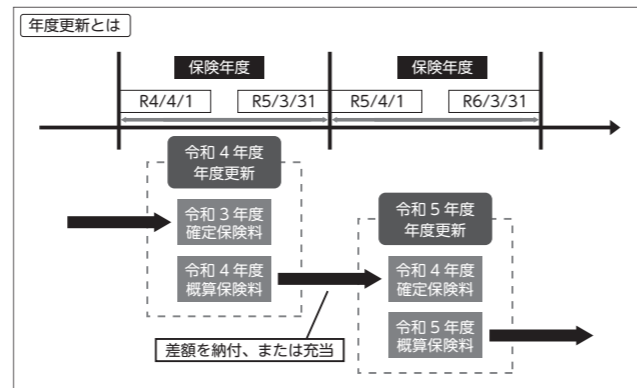
事業の種類	適用時期	令和4年度(4月と10月の2度にわたって料率が改定)		
		① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	令和4年4月～令和4年9月	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
	令和4年10月～令和5年3月	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
	令和5年4月～	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	令和4年4月～令和4年9月	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
	令和4年10月～令和5年3月	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
	令和5年4月～	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	令和4年4月～令和4年9月	4/1000	8.5/1000	12.5/1000
	令和4年10月～令和5年3月	6/1000	10.5/1000	16.5/1000
	令和5年4月～	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

*雇用保険料は(賃金+交通費)×保険料率(労働者負担分は給与の支払いから控除が必要)

2. 労働保険料の年度更新とは

労働保険料(労災保険と雇用保険の保険料を合算したものは、4月から翌年3月を年度とし、原則として毎年6月1日から7月10日までに前年度の保険料を確定し、概算で納めていた保険料と精算し、翌年度の概算の保険料を申告納付することになっています。このように、労働保険料は原則として1年に1回精算し、これを毎年繰り返すことから年度更新と呼ばれています。(図2参照)

図2



労災保険の保険料は、全額会社が負担します。保険料の額は、労働者に支払う賃金総額(概算保険料では見込額)に業種や業務内容によって定められている保険料率を乗じた額となります。

労災保険の労働者とは、一般社員だけでなく、役員でも労働者扱いになる人(兼務役員)やアルバイト・パートタイマー等の臨時労働者も含まれます。ただし、派遣社員は含まれません。

確定保険料の計算は、支払いの確定した賃金総額を用います。また、賃金総額に1000円未満の端数が出たときは切り捨てて計算します。概算保険料の計算には、賃金総額の見込額が直前の保険年度の賃金総額の100分の50以上100分の200以下であるときは、直前の保険年度の賃金総額を使います。

3. いつまでの賃金にどの保険料率を掛ける？

(1) 令和4年の確定保険料は、下記の手順で計算します。(図3参照)

- ① 労災保険料(前期)
令和4年4月1日から9月30日までの労災保険の対象となる賃金総額(1000円未満切捨て)
×業種ごとの保険料率
※1円未満の端数は切り捨てない
- ② 労災保険料(後期)
令和4年10月1日から令和5年3月31日までの労災保険の対象となる賃金総額(1000円未満切捨て)
×業種ごとの保険料率
※1円未満の端数は切り捨てない
- ③ ①+②(1円未満の端数は切り捨てない)
- ④ 雇用保険料(前期)
令和4年4月1日から9月30日までの雇用保険の対象となる賃金総額(1000円未満切捨て)
×1000分の9.5(一般の事業の場合)
※1円未満の端数は切り捨てない
- ⑤ 雇用保険料(後期)
令和4年10月1日から令和5年3月31日までの雇用保険の対象となる賃金総額(1000円未満切捨て)
×1000分の13.5(一般の事業の場合)
※1円未満の端数は切り捨てない
- ⑥ ④+⑤(1円未満の端数は切り捨てない)

- ⑦ 労災保険料と雇用保険料を合算する
 - ・労災保険の対象賃金と雇用保険の対象賃金が同額の場合
③(1円未満切捨て)+⑥(1円未満切捨て)
 - ・労災保険の対象賃金と雇用保険の対象賃金の額が異なる場合
③(1円未満を切り捨てない)+⑥(1円未満を切り捨てない)
※合算した結果が1円未満なら、③と⑥のそれぞれの

図3

確定保険料	算定期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日まで	
		前期分 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	後期分 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)
前期分	(1) ①(10-1)、千円未満端数切捨て	(2) 1000分の	(3) (1)×(2)、千円未満端数は切り捨てない
後期分	(4) ②(10-2)、千円未満端数切捨て	(5) 1000分の	(6) (4)×(5)、千円未満端数は切り捨てない
合計	(7) ③(10-3)、千円未満端数は切り捨てない	(8) ④(10-4)、千円未満端数は切り捨てない	(9) (7)+(8)の端数処理(注意事項)

確定保険料	算定期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日まで	
		前期分 (令和4年4月1日～令和4年9月30日)	後期分 (令和4年10月1日～令和5年3月31日)
前期分	(10) ④(11-1)、千円未満端数切捨て	(11) 1000分の	(12) (10)×(11)、千円未満端数は切り捨てない
後期分	(13) ⑤(11-2)、千円未満端数切捨て	(14) 1000分の	(15) (13)×(14)、千円未満端数は切り捨てない
合計	(16) ⑥(11-3)、千円未満端数は切り捨てない	(17) ⑧(11-4)、千円未満端数は切り捨てない	(18) (16)+(17)の端数処理(注意事項)

1円未満の端数を切り捨てて合算した額を確定保険料とし、合算した額が1円以上なら、③の1円未満を切上げた額と⑥の1円未満を切り捨てた額を合算した額を確定保険料とする

(2) 令和5年の概算保険料は、令和4年度の賃金総額に労災保険料と雇用保険料を合算します。

4. 間違いなく申告するためのチェックポイント

(1) 賃金総額を正しく計算するためのチェックポイントとして、下記が挙げられます。

- 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れがないか
- 通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む。)の算入漏れがないか
- パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れがないか
- 労災保険分にグループ会社からの出向者の賃金の参入漏れがないか

(2) その他、コロナ禍で在宅勤務制度を取り入れ、通勤手当や在宅勤務手当について労働保険料の対象賃金となるのか、というご質問を受けることがあります。

在宅勤務を原則としている場合に一時的に会社に出社したような場合は、会社と自宅の往復の交通費については業務経費として扱い、通勤手当として労働保険料の対象賃金には含めません。

また、在宅勤務手当については、原則として労働保険料の対象賃金となりますが、就業規則等で実費弁済であることが明らかな場合は労働保険料の対象賃金に含まれません。

以上、令和5年の労働保険料の年度更新のポイントについて解説してきましたが、令和4年の年度途中で雇用保険料率が改定されたことにより、端数処理が複雑となるため、厚労省 HP の「年度更新申告書計算支援ツール」や給与計算システム等を利用すると良いでしょう。

- (2) 二元適用事業が労災保険分を申告する場合は、算定基礎額は次表により算定し、申告書に転記してください。
- | | | |
|-----------------------------|------------------------|----|
| 労災保険分の算定基礎額
(二元適用事業のみ記入) | (10)の合計額のうち千円未満を切り捨てた額 | 千円 |
|-----------------------------|------------------------|----|
- (3) 一元適用事業及び二元適用事業が一般拠出金を申告する場合は、算定基礎額は次表により算定し、申告書に転記してください。
- | | | |
|---------------------------------------|------------------------|----|
| 一般拠出金の算定基礎額
(労災保険額が成立している全ての事業が記入) | (10)の合計額のうち千円未満を切り捨てた額 | 千円 |
|---------------------------------------|------------------------|----|

引用：厚労省主要様式ダウンロードコーナー (労働保険適用・徴収関係主要様式)

参照先

厚労省 HP：労働保険料の申告・納付

https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/daijin/hoken/980916_3.htm

厚労省 HP：令和5年度雇用保険料率のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>